

令和3年第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和3年7月12日（月） 午後3時00分
岐阜市役所庁舎 6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 酒井 勉 ・ 松野 芳正
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

江崎 和浩 ・ 古田 薫

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 後藤 宗夫 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 義勝 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫
山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	主幹	水野 昌子
副主幹	伊佐治伸一	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主査	中村 修
主事	井上 靖之		

議 事

- 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第28号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

それでは、令和3年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号12番江崎美咲委員、議席番号13番村木多藏委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第37号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

2番、網代地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第37号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番方県地区は、野々村貢委員をお願いします。

野々村
委 員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では一般野菜の栽培を行うとのことです。

受人は地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、網代地区は、松野芳正委員、申し上げます。

松野委員

今回の申請は、農業経営を拡大する受入へ、畑を譲り渡すものです。

6月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

受入は、地域の取り決めなども十分承知されており、耕作状況には問題ありませんので、許可には問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第37号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第37号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第38号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。4ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、合計238平方メートルです。

5ページをお願いします。

1番、芥見地区の申請は、一時転用で畑地転換するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、今回は転用期間が6か月の一時転用であり、目的を達成するうえで申請に係る農地を供することが必要と認められることから、許可し得るものです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第38号について説明を受けました。

議案第38号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、それでは採決に入ります。賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします

議長

続きまして、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について今回の申請は、所有権の移転1件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第39号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は、5件、合計4,282平方メートルです。

8ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、賃貸借により、土置場、資材置場及び駐車場に一時転用するものです。

申請地①は、おおむね10ヘクタール以上の規模の、一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用期間が1年7か月の一時転用であり、目的を達成するうえで申請に係る農地を供することが必要と認められることから、許可し得るものです。

申請地②③は、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として定められた区域内的の農地です。

農振農用地の転用は原則不許可ですが、転用期間が1年7か月の一時転用であり、申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより目的を達成することができないと認められるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、35ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐北中学校の東に位置する洞及び深坂地内の農地です。

2番、方県地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3番、七郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4番、芥見地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務

上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

9 ページをお願いします。

5 番、網代地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第39号について説明を受けました。

1 番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。それでは、1 番、黒野地区は、野々村貢委員をお願いします。

野々村
委 員

1 番の申請は、高速道路工事に伴う、土木工事発生土置場、資材置場、及び駐車場のために一時転用するものです。

6 月22日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認をいたしました。したがって、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第39号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案に賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

議 長

続きまして、報告に移ります。

報告第25号から28号について、事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年6月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第25号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

11ページをご覧ください。今回の各地区別の届出は、22件、合計47,369.56平方メートルです。

続きまして、報告第26号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

13ページをご覧ください。市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、12件、合計3,463.50平方メートルです。

明細は、14ページから16ページです。

続きまして、報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18ページをご覧ください。市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、54件、合計23,549.15平方メートルです。明細は、19ページから32ページです。

続きまして、報告第28号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

33ページ、34ページをご覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和3年6月に3法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

御発言もないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 19 分閉会を宣す。